

省エネルギー設備の新設・増設などの省エネ取組の 融資利息の一部を補給します！

対象となる3つの要件のうち いずれかを満たすこと

～指定金融機関が行う以下事業への融資が対象となります～

ア:エネルギー消費効率が高い省エネルギー設備を新設・増設する事業

イ:省エネルギー設備を新設・増設し、エネルギー消費原単位が1%以上改善される事業

ウ:データセンターのクラウドサービス活用やEMS導入等による省エネルギー取組に関する事業

利子補給率

最大 **1%** ※

利子補給期間

最大 **10年間**

利子補給金支払

年2回

※利子補給率=貸付利率1.1%以上：**1.0%**

貸付利率1.1%未満：**貸付利率-0.1%** (例) 貸付利率0.8%の場合：利子補給率0.7%

融資計画書
の受付期間

第1回 2024年5月24日(金)～6月21日(金)

第2回 2024年6月28日(金)～8月9日(金)

第3回 2024年8月中旬～9月下旬(予定)

第4回 2024年10月上旬～11月上旬(予定)

※予算額に達した場合、予算額に達した受付期間をもって、融資計画書の受付を終了します。

利子補給金の申請の流れ

融資契約締結前

融資契約締結以降 (実線部分は申請者側の作業内容です)

事業者と指定金融機関の共同提出

指定金融機関による申請



事業者の手続きは
ここまでです

※融資計画書の提出及び交付申請にあたっては必ず交付規程と公募要領をご確認ください。

※融資計画の内容が本事業の要件を満たしている案件に対し、予算の範囲内で交付方針の決定を通知します。

